

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立下柚木小学校
校長名 岩 崎 健 治 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、互いに人間として尊重し合い、心身ともに健康で、知性と感性に富み、人間性豊かで、社会貢献の精神や国際性を身に付けた児童の育成を図るため、本校の教育目標を「自立・共生」と定める。自立とは、自ら学び、考え、自己の力で自らの人生を切り拓き、社会に貢献しようとする力である。共生とは、思いやりと規範意識をもち、他者とより良い関係を築く力である。これこそ「生きる力」であり、この力を育むことを目標とする。教育目標達成のために以下のめざす児童像を定める。

○ よく考える子 ◎ 思いやりのある子 ○ たくましい子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 豊かな心の育成

自分とともに他者を大切にする態度、社会の一員であるという自覚と規範意識、信頼関係を築きながら他者とよりよく関わる態度を育成するとともに、返事、あいさつ、丁寧な言葉遣い、マナー・エチケット、人となつがる会話力の指導を徹底し、社会となつがる子どもを育成する。

イ 確かな学力の育成

基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるために、主体的・対話的で深い学びを通して学ぶ喜びを感じさせ、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等、学習の基盤となる資質・能力を育成する。また、学校サポーター、地域の方々と連携し、八王子市版GIGAスクール構想に基づいたICTの活用、学び合いの充実を通して個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる。

ウ 健やかな体の育成

生活指導上の確認事項をまとめた「下柚木スタンダード」を活用し、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、健康・安全等の指導を通し、児童一人ひとりが、自ら課題をもって健康の保持・増進と体力向上に励む、心と体の健康づくりを推進する。

エ 不登校児童への支援

不登校総合対策「つながるプラン」に基づき、全ての児童が人や社会となつがり、自分が認められた存在であると実感できるようにするために、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、外部機関等との連携を図り、不登校児童への組織的な対応を推進する。

オ いじめ防止等の取組

いじめ総合対策の理解を深め、「自他の命を大切にする」「いじめを見逃さない」との立場に立ち、「いじめは絶対にあってはいけない」ことを繰り返し指導するとともに、家庭・地域と連携していじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決に取り組み、生命及び人権を尊重する心を育てる。

カ 特別支援教育の充実

「八王子市第五次特別支援教育推進計画」に基づき、児童一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるために、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、巡回指導教員、特別支援教室専門員を中心に、児童一人ひとりの困難さや障害特性に応じた合理的配慮に基づいた教育に組織的に取り組み、充実を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【宮上中学校グループ(下柚木小・宮上小・宮上中)】

宮上中学校グループとして、義務教育終了段階において育成すべき児童・生徒像を「1. 学ぶ意味が分かり、すすんで学ぶ児童・生徒 2. 人を思いやり、自分を大切にできる児童・生徒 3. 運動の楽しさを知り、自分の体力を伸ばす児童・生徒 4. 地域への誇りと愛着をもつ児童・生徒」とする。

① 宮上小学校・宮上中学校の学校運営協議会と連携し、地域の教育力を学校教育に活用する。

② 授業体験、ボランティア活動、協議会など児童・生徒・教員の交流を行い、9年間を見通した教科指導や生活指導・進路指導を通じて、小中一貫教育を推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 全教科等において、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、児童の発達段階や教科の特性を踏まえながら1人1台の学習用端末やICTを積極的に活用し、視覚的効果を活かした授業を全学級で推進する。
- ② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のため指導法の工夫や授業改善に努め、学習のねらいを明確にした「分かる授業」を展開し、基礎的・基本的な学習内容の定着及び学力の向上をめざす。
- ③ 授業に活かすための校内研究を推進し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するために1人1台の学習用端末やICTを活用した授業改善の取組をすすめる。
- ④ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、八王子市学力定着度調査をはじめとする各種調査等の結果を検証し、児童の学習状況やつまづきが見られた問題を把握するとともに、一人ひとりに合わせた学習をすすめる。また、授業改善や教科横断的な学習を充実させることで、学習の基盤となる資質・能力や課題に対応していく力の育成に努める。
- ⑤ 各学年の算数科における学習指導内容を確実に定着させるため、全学年で少人数指導を行うとともに、第5・6学年の全児童を対象に、月1回「下柚木拡大算数道場」を設定し実施する。全教職員及び学習ボランティアで指導にあたり、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。
- ⑥ 学級の実態に応じて、教科等における教員の強みを活かした単元別交換授業を実施し、より専門性の高い指導を充実させるとともに、多面・多角的な児童理解に活かす。

イ 総合的な学習の時間

- ① 八王子の自然環境、日本遺産に代表される伝統・文化、社会生活の中から自ら課題を見付けるとともに、探究的な学習に主体的かつ協働的に取り組むことで、地域への愛情を育み、これからの八王子を担う児童を育てる。
- ② 現代的な諸課題の解決に向けた調べ学習に取り組むことで、思考力、判断力、表現力等の資質能力を身に付ける。また、児童の実態に応じた探究的な課題を設定するなど多様な学びが習得できるようにする。
- ③ 地域、学校の特色や学校林での活動を通して、主体的に環境保全についての学習活動に取り組む態度を育成し、環境教育を推進する。

ウ 特別活動

- ① 学級会等の話し合い活動を通して、自己肯定感や他者を大切にできる態度を育成するとともに規範意識を高める。
- ② 思いやりの心の育成を大切にした異年齢交流活動等を通して、集団の一員としての自覚をもたせながら、自己有用感を育み、協力してより良い生活を築こうとする資質・能力を育む。
- ③ 集団宿泊的行事では、集団の所属感や連帯感を深めるための自主的・実践的な活動を通して、互いの価値観を認め合い、協力してより良い学校生活を送ろうとする態度を育てる。
- ④ 学級活動、委員会、クラブ、学校行事等における集団活動において、共に汗を流す人間的なふれあいを深める機会や協力し合う場面を設定し、集団の一員としての自覚を深めながら社会性を培う。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

ア 道徳教育全体計画及び別業に基づき、全教育活動を通して道徳的实践意欲と態度を育てる。

イ 「生命の尊さ」を指導の重点内容項目に据え、主たる教材である教科書を中心に、年間指導計画に基づき多面的・多角的に考え、深め、議論する道徳の学習の充実を図る。

ウ 道徳教育推進教師を中心に、保護者が参加しやすいよう学年別に道徳授業地区公開講座を実施し、家庭・地域の理解と協力を深めながら児童の道徳的实践の日常化を図る。

(3) キャリア教育

ア 特別活動を要としたキャリア教育の視点を踏まえた学習を各教科を通して計画的に実施する。

イ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用して、日常生活や学校行事において児童の努力や成果を記録し、多面的・多角的に自己理解を深め、自己の生き方を考えられる指導を行う。

ウ 将来についての夢や希望、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度等を養うために、望ましい勤労観や職業観を育てる。

(4) 特別支援教育

- ア 特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教室拠点校として、「八王子市第五次特別支援教育推進計画」に基づき、家庭や地域及び関係機関との連携を図りながら、「連携型個別指導計画」「学校生活支援シート」等を活用し、組織的かつ計画的に特別支援教育の充実を図る。
- イ 児童一人ひとりの課題に応じた指導支援体制を整えることで、全ての児童が障害の有無にかかわらず、適切な指導や学習の機会が得られるようにする。児童の生活や学習上の困難を克服するために、臨床発達心理士、スクールカウンセラーとの連携のもとで合理的配慮をすすめる。また、必要に応じて臨時校内委員会を開き、関係諸機関と連携しながら、複数の組織による協働的な支援をすすめる。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 宮上中学校グループで連携し、場に応じた言葉遣いや礼儀・返事等の指導を継続するとともに「SNS 学校ルール」を浸透させ、社会に通用するマナーの定着を図る。
- ② 宮上中学校の生活のきまりを踏まえ、「下柚木スタンダード」について中学校に向けた成長を見据えながら、発達段階を考慮した改善を図っていく。
- ③ 一人ひとりの児童の自己の身を守る危機回避能力や判断力を育てるため、自然災害に対する避難訓練・不審者対応訓練（年2回）・情報モラル教育（SNS 学校ルール、メディアリテラシー教育）・セーフティ教室・交通安全教室（自転車教室を含む）等の防災・安全教育を推進する。
- ④ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために「生命（いのち）の安全教育」として、全学年において学級活動に位置付け指導する。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「いじめを許さないまち八王子条例」「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」や「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、週1回以上の学校いじめ対策委員会を開き、組織的に対応する体制を強化する。
- ② 週1回のおいじめ対応のための時間を設定することで、全教職員が早期発見・早期対応に努め、保護者・地域と連携しながら気になる児童の見守りや支援、相談できる大人としての役割を担う。
- ③ 突発的な事態が起きた際には、臨機応変に学校全体で対応するために臨時学校いじめ対策委員会を実施する。教職員のいじめ防止研修を通じ、いじめに対する感度や、未然防止への意識を高める。
- ④ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、全学年において「生命の尊さ」についての道徳授業を行い、自他の命を大切にす意識の醸成を図る。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 不登校児童の支援ニーズを把握し、登校支援コーディネーターを核とした校内支援委員会において、個票システムの活用や、家庭・関係諸機関との連携を図り、様々な態様における組織的な対応及び教育相談体制を推進する。
- ② オンラインによる学習サポートや、オンライン教育支援センター「はちっこる一む」を活用し、不登校児童とのつながりや学びの機会を保障する。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）6月に宮上小学校・下柚木小学校第6学年が宮上中学校において授業参観・部活動見学を実施し、中学校の学習・生活の模擬体験を行う。7月と11月にいじめ防止「はちおうじっ子サミット」のオンライン会議を開催する。夏季休業期間中に、宮上小学校・下柚木小学校第6学年の部活動体験を行う。10月に小学校の運動会に中学生がボランティアとして参加する。12月に小学校で中学校校長による出前授業を行う。2月に宮上中学生役員等が両小学校を訪問し、学校紹介を行う。
- （取組2）八王子市学力定着度調査の結果分析と授業改善の取り組み内容を共有し、義務教育9年間を通して連続した指導を行う。切れ目ない学習指導のために、中学校へ進学する児童の学力の引継ぎを確実にすると共に、学力定着と学力向上に向けて連携し、「宮上スタンダード」の共有と見直しを図る。
- （取組3）児童・生徒についてオンライン会議等で情報を共有し、「宮上スタンダード」の生活指導の指標についてプロジェクトチームを活用し、共有と見直しを図り、一貫した指導にあたる。
- （取組4）「地域の子どもは地域で育てる」意識を保護者・地域と共有していくために、地域清掃活動を青少対と協働して実施したり、宮上地区秋祭りに参加させたりする。また、学校運営協議会と協力して漢字検定や英語検定を実施する。

イ 学力向上の取組

- ① 算数科に苦手意識をもっている児童や希望者に対して「東京ベーシックドリル」「はちおうじっ子ミニマム」等の教材や、学校活動支援ボランティアと連携して放課後算数教室「下柚木道場」で集中補習を実施し、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。

- ② 家庭と協力し、学習状況を確認しながら、各学年×10分以上の家庭学習時間を習慣付ける。

ウ その他

- ① 「八王子市版情報活用能力系統表」を活用し、義務教育9年間を見通した情報活用能力（ICT活用技能及び情報リテラシー）を児童が身に付けられるように取り組む。
- ② 「下柚木小学校2020レガシー」として、児童が楽しみながら運動やスポーツに親しみ、体力を高める教育活動を実施する。体育的活動を通して運動の日常化につなげ、心身の健康を保持増進に取り組む。
- ③ 保・幼・小連携では、スタート・カリキュラムについて共通理解を図り、実践し、なみのり第二保育園との交流を実施し、支援を必要とする児童や入学予定の園児についての情報共有を図る。
- ④ 青少対が主催するクリーン活動等を児童・保護者に周知し、参加を促すとともに地域活動に取り組む様子等を適切に見取り、評価できるよう、キャリア・パスポートや通知表を通して学校と家庭で共有する。